

# 土木出張所長會議開かる

X

Y

生

四月六日午前九時より内務省會議室に土木出張所長會議開催せられ、谷口東京土木出張所長を初め各土木出張所長藤井土木試験所長集合、本省側より赤松土木局長、辰馬技監以下各課長其他列席内務大臣の訓示に引き続き左記議題に付夫々指示及協議を重ねた。尙土木試験所長より同所の事務に付詳細なる報告があつた。

右議題中道路關係にありては阿部道路課長及佐藤第二技術課長より夫々左記要項の説明があつた。

## ◎土木出張所長會議々題

### 一、河川關係

一、昭和十二年度治水事業費豫算ノ件

說苑

- 二、水害防除施設助成費ニ關スル件
- 三、河水統制調査ニ關スル件
- 四、水理協議會ニ關スル件
- 二、道路關係
- 一、昭和十二年度道路改良費豫算ノ件
- 二、國道改良工事實施ニ關スル件
- 三、昭和十三年度繼續費國道改良箇所選定ニ關スル件
- 四、道路改良綜合計畫協議會ニ關スル件
- 五、都市計畫區域内ニ於ケル國道改良ニ關スル件
- 六、電柱建設ノ爲ニスル道路占用ニ關スル件
- 七、道路ヲ占用セル國有鐵道トノ平面交叉除却費負擔ニ關スル件

三、港灣關係

- 一、昭和十二年度港灣豫算ノ件
- 二、港灣改良豫算ノ執行ニ關スル件
- 三、港灣修築工事實施ニ伴フ諸手續ニ關スル件

四、共通事項

- 一、土木會議決議ニ關スル件
- 二、會計検査ノ結果ニ關スル件

一、昭和十二年度道路改良費豫算ノ件

昭和十二年度道路改良豫算總額八一三、九二三、六五七圓ニシテ昭和十一年度ニ比シ六、〇〇四、〇〇〇圓ヲ増加セリ、其ノ内譯左ノ如シ

(一) 道路改修助成費總額四、七四三、〇〇〇圓内特殊國

昭和十二年度道路改良費豫算額調

	新規計上額	既定額	計	十一年度豫算額	比較増減
道路改修及助成費	四、七四三、〇〇〇 円	—	四、七四三、〇〇〇 円	四、七四三、〇〇〇 円	—
特殊國道改良費	四三〇、〇〇〇	—	四三〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	—
府縣道改良費補助	四、一五三、〇〇〇	—	四、一五三、〇〇〇	四、一五三、〇〇〇	—
					△ 一五〇、〇〇〇

道改良費四五〇、〇〇〇圓、府縣道改良費補助四、一五〇、〇〇〇圓、其ノ他ハ事務費ニテ此ノ中ニハ土木試驗所ニ要スル經費ヲ含ム

(二) 國道改良費單年度事業ノ總額ハ四、三五七、六五七圓内事業費ハ三、八二四、六五七圓他ニ關門隧道調査費ノ三〇〇、〇〇〇圓ヲ計上セリ

(三) 國道改良繼續費ハ昭和十二年度ニ於テ新ニ起スル濱松市新居町間外六ヶ所ノ經費一、〇〇七、〇〇〇圓ト十一年度ニ起シタル新京濱國道外六ヶ所ニ係ル既定經費三、八一六、〇〇〇圓ト合セ總額四、八二三、〇〇〇圓ニシテ事業費ハ四、五五〇、〇〇〇圓ナリ

事務費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
國道改良費	4,557,657	4,557,657	4,669,000	△ 3,133,400
事業費	3,824,657	3,824,657	4,377,657	△ 553,000
事務費	233,000	233,000	261,400	△ 48,400
關門隧道調査費	300,000	300,000	—	300,000
國道改良繼續費	1,000,000	3,866,000	3,967,657	九二五,四〇〇
事業費	650,000	3,600,000	4,550,000	八〇〇,000
事務費	50,000	36,000	237,000	△ 3,000
合計	10,197,657	3,866,000	13,323,657	六四〇,000

二、國道改良工事實施ニ關スル件

國道改良工事ハ各位ノ努力ニ依リ大體順調ニ施工セラレ

ツツアルモ尙左記各項ニ付一層ノ努力ヲ拂ハレタシ

(一) 豫算ノ繰越ニ付

十一年度豫算繰越額ハ例年ニ比シ減少シタルモ仍今後一層努力ノ上可成年度内ニ工事ヲ完成セラレ萬巴ムヲ得サル事由アルモノ以外ハ繰越ヲ爲ササルコト從來單年度ノ工事ハ努力次第ニ依リ年度内完成シ得ルニ拘ラス繰越ヲ爲スモノト考ヘラレタル尙ナキニ非サルモ如

斯ハ徒ニ雜費ノ支出ヲ増大スル以外何等益ナキコトナ

ルヲ以テ特ニ留意セラルルコト

(二) 工事ノ進捗ニ付

(イ) 工事執行ノ訓令アリタルトキハ直ニ工事ニ着手シ得ル様準備スルト共ニ天候、地形等ニ依ル工事ノ支障、就勞者ノ募集、用地買収及物件移轉等ノ難易ヲ考慮シ遺憾ナキヲ期セラルルコト

(ロ) 材料費等ノ變動ニ注意ヲ拂ヒ事業ヲ經濟的ニ遂行スルト共ニ之力違算ニ因リ工程ヲ遅延セシメサル

コト

(ハ) 鐵道其ノ他他官廳ト協議ヲ要スル場合等遲滯ナク其ノ手續ヲ取運ヒ速ニ解決ヲ圖ルコト

(三) 豫算ノ不用額ニ付

(イ) 豫算ニ不用額ヲ生シタルトキハ速ニ追加工事ヲ計畫シ又ハ他ニ流用スル等可成豫算ヲ有效ニ使用スルコトニ考慮セラレタシ豫算ニ著シキ不用額又ハ不足額ヲ生スル見込立チタルトキハ直ニ報告スルコト

(ロ) 追加工事ノ施行又ハ他ニ流用スルコトハ當該年度内ニ措置ヲ要スルヲ以テ繰越シタル額ニ不用額ヲ生スルモ有效ニ之ヲ使用シ得サルニ付注意アリタシ

(四) 雜費等ノ支出ニ付

(イ) 従來雜費ノ支出多額ニ上リ適當ナラサルモノアリト認メ今回雜費(單年度八分、繼續費六分)器具機械費(單年度四分、繼續費四分)ノ率ヲ高メ營繕費(單年度二分、繼續費一分)ノ科目ヲ設ケタルニ依リ今後ハ努メテ所定ノ範圍内ニ於テ經理スルコト

ニ努ムルコト

(ロ) 工事ハ止ムヲ得サル事由アル場合ノ外年度内ニ完成スルコトニ努メ工事遲延ニ伴フ事務費及雜費ノ節減ヲ圖ルコト

(五) 工程報告ニ付

從來ノ如キ工事工程報告ハ之ヲ年四回ニ減少シ簡單ナル月報ヲ毎月提出スルコトニ事務ノ簡捷ヲ圖リタルヲ以テ所定ノ期日迄ニハ遲滯ナク報告スルコト

### 三、昭和十三年度繼續費國道改良箇所選定ニ關スル件

昭和十三年度新規繼續費國道改良箇所トシテ大體左記路線中ヨリ選擇方考慮シタシ尙右路線ノ中調査測量済ノモノ、沿線地方産業交通ノ状態、改修後ノ效果等ノ調査ヲ爲シタルモノ、改修期成同盟會等ノ設立アルモノアラハ參考ノ爲承知致シ置キタシ

### 四、道路改良綜合計畫協議會ニ關スル件

産業交通上最も重要ナル地域ヲ選定シ綜合的見地ニ立脚シテ其ノ地域内ニ於ケル國道並重要幹線道路ノ有機的改

良計畫ヲ樹立シ之カ實現ノ促進ニ資スル目的ヲ以テ道路改良綜合計畫協議會ヲ別紙要綱ニ依リ設置スルコトトナリ先ツ關東地方協議會ニアリテハ本月二十日、北九州地方協議會ニアリテハ五月初旬近畿地方協議會ニアリテハ五月下旬夫々第一回協議會ヲ開催スル豫定ナルヲ以テ右趣旨目的ヲ充分御諒解ノ上協力セラレタシ

(別紙要綱は本誌第十九卷第五號細田德壽氏の道路改良綜合計畫及協議會の誕生「八十一頁」参照)

## 五、都市計畫區域内ニ於ケル國道改良ニ關スル件

都市計畫區域内ニ於ケル直轄國道改良工事ハ大體之ヲ施行セサル方針ナリシモ(一)今後六大都市内ノ國道ハ政府財政上ノ關係モアリ當分ノ内之ヲ除キ(二)其ノ他ノ都市ニ付テハ努メテ之カ改良ヲ爲ス方針ニ改メ幅員、ルート等ハ可成都市計畫トシテ定メタルモノニ準據シ施行スルコトトシ(三)右ニ要スル費用ハ國道改良事業ヨリ大體三分ノ一程度ヲ支出シ他ハ都市計畫事業又ハ區劃整理ヲ併用シテ事業ノ完成ヲ圖ルコト(四)右ニ依リ十二

年度ニ於テハ宇都宮、水戸、松江、同年度以降繼續費ニ於テハ四日市、姫路等ヲ施行スル見込ナリ(五)右ノ場合ニ於テハ可成内務省ニ於テ直轄工事ト併テ執行スル様取扱フコト

### 都市計畫區域内ニ於ケル直轄國道改良

#### 工事施行ニ關スル方針

一、六大都市内ノ國道ハ財政上ノ關係モアリ當分ノ内之カ改修ヲ差控フルコト

二、前項以外ノ都市ニ付テハ努メテ之カ改良ヲ爲スコト

トシ其ノ幅員、ルート等ハ可成都市計畫トシテ定メタルモノニ準據シ施行スルコト

三、前項改修ニ要スル費用ニ付テハ國道改良事業費ヨリ

大體三分ノ一程度ヲ支出シ他ハ都市計畫事業又ハ區劃整理ヲ併用シテ事業ノ完成ヲ圖ルコト

四、第二項及第三項ニ關シテハ土木局ヨリ都市計畫課ニ

打合セ充分協調ヲ圖ルコト

### 六、電柱建設ノ爲ニスル道路占用ニ關スル件

客年十二月遞信省トノ間ニ道路改良工事ノ施行其他ニ件  
ヒ電柱ノ移轉ヲ必要トスル場合之カ費用負擔ニ關スル協  
定成立シ本年一月一日ヨリ實施セラレツツアリ然ルニ

(一) 右協定成立ノ結果電柱建設ノ爲ニスル從來ノ道路  
占用許可ノ方針カ緩和セラレタリト誤解スル向ナキニ

非サルモ右占用許可ノ方針ニハ何等ノ變更ナシ

(二) 從テ新國道上新ニ電柱ヲ建設スルコトハ從前通許  
可セサルコト

(三) 舊國道上ニ現在建設シアル電柱ニシテ國道ノ改修

ニ因リ移轉ヲ必要トスル場合他ニ適當ノ移轉箇所ナク  
且新國道上交通ニ妨ケナキ場合ニ限り協定附記第二項

ニ依リ措置スルコト

(四) 改良工事竣功シ府縣知事ニ引渡ヲ爲ス場合ニハ前  
各號ノ趣旨ヲ通達スルコト

(五) 遞信省所管以外ノ電柱ニシテ陸海軍所管ノモノハ  
右協定ニ準シ取扱フコト其ノ他ノモノニ付テハ總テ從  
前ノ通トシ移轉費用ハ占用者ヲシテ全額負擔セシムル

コト

(六) 電柱ニハ美觀ヲ害スルカ如キ廣告ハ一切之ヲ抹殺  
セシムルコト

遞信省所管電氣通信線路建設移轉等ニ

關スル内務遞信兩省協定

一、道路ニ關スル工事ノ爲既設道路敷内ニアル電氣通信  
線路(以下單ニ電線路ト稱ス)カ工事上又ハ交通上支  
障アル場合之カ移轉ニ要スル費用ハ遞信省及道路管理

者ニ於テ折半負擔トスルコト

二、道路ニ關スル工事ヲ施行セサルモ既設道路敷内ニア  
ル電線路カ交通上支障アル場合之カ移轉ニ要スル費用  
ハ遞信省及道路管理者ニ於テ折半負擔トスルコト

三、道路改良ノ計畫決定セル道路敷内ニ電線路ヲ新設シ  
タル場合十箇年以内ニ其ノ計畫道路路工事施行ノ爲電線  
路ノ移轉ニ要スル費用ハ遞信省ノ負擔トスルコト

四、橋梁ニ關スル工事ノ爲橋梁ニ添架セル既設電線路ノ  
移轉ニ要スル費用ハ遞信省ノ負擔トスルコト

五、道路ニ關スル工事ノ爲既設道路敷外ニアル電線路カ

工事又ハ交通上支障アル場合之カ移轉ニ要スル費用

ハ道路管理者ノ負擔トスルコト

六、電線路ノ移轉費用中ニハ遞信省吏員、通信技工及通

信工手ノ旅費給料並電線路ノ質的改良費ヲ包含セシメ

サルコト

七、道路管理者ハ交通ニ支障アル箇所ヲ除キ電線路建設

ノ爲道路ノ占用ヲ認ムルコト

### 附記

一、協定第六號中ノ電線路ノ質的改良費ノ算定ニ關シテ

ハ左記ニ準據スルモノトス

(一) 裸線路ヲケーブル線路ニ變更スル場合

電線路ノ移轉費用ニハ在來裸線路ノ移轉費用ヲ計上シ

ケーブル線路ニ變更スル爲增高スル經費ヲ包含セシメ

サルコト

(二) 鐵線ヲ銅線ニ振替フル場合

電線路ノ移轉費用ニハ在來鐵線ノ移轉費用ヲ計上シ銅

線ニ張替ノ爲增高スル經費ヲ包含セシメサルコト

(三) 電柱ヲ他ノ種類ノ電柱ニ建替フル場合

電線路ノ移轉費用ニハ在來電柱ノ移轉費用ヲ計上シ他

ノ種類ノ電柱ニ建替フル爲增高スル經費ヲ包含セシメ

サルコト

(四) 電線路ノ移轉ニ伴ヒ電柱、線條等ヲ新品ト建替又

ハ張替フル場合ニハ之等新品代ハ移轉費中ニハ包含セ

シメサルコト

但シ電線路ノ移轉ノ爲新規ニ増加スル電柱並線條等ハ

移轉費用中ニ包含セシムルコト

二、協定第七號ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ左記例示ノ

如キ箇所ニ電線路ヲ建設スル場合ヲ謂フ

(一) 道路ノ法敷

(二) 法敷ナキ場合ニ於テ歩車道ノ區別ナキ道路ニアリ

テハ曲角部ヲ避ケ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外路端

(三) 法敷ナキ場合ニ於テ歩車道ノ區別アル道路ニアリ

テハ曲角部ヲ避ケ歩道ノ車道側

(四) 道路ノ地下(橋梁ヲ含ム)及植樹地帯

七、道路ヲ占用セル國有鐵道トノ平面交叉除却費負擔ニ關スル件

スル件

國道改良工事ノ施行ニ因リ道路ヲ占用セル國有鐵道トノ平面交叉ヲ除却スル場合ニ於テ之ニ要スル費用ノ相當額ヲ鐵道省ニ負擔セシムルコトハ當然ノコトニ屬スルヲ以テ目下別紙案ニ依リ本省ニ於テ折衝中ナリ、尙從來鐵道ニ對スル設計協議著シク遲延シ爲ニ工事ノ進捗ニ影響ヲ及ホスコト大ナルモノアリ依テ今後出張所ニ於テ速ニ設計協議ヲ爲スト共ニ鐵道局ニ對シ極力督促ヲ爲スコト尙設計協議ヲ爲シタルトキハ直ニ本省ニ其ノ旨報告シ促進ヲ圖ルコトト致シタシ

國道指定府縣道ノ改修ニ因リ國有鐵道

トノ平面交叉ヲ除却スル場合ノ費用負

擔ニ關スル協定案

一、鐵道カ道路ヲ占用セル場合ニ於テ道路ノ改修ニ因リ鐵道トノ平面交叉ヲ除却スル場合ニハ左ノ率ニ依リ之

ニ要スル工事費ノ一部ヲ鐵道省ニ於テ負擔スルコト

イ、第一種踏切ニアリテハ其ノ三分ノ二

ロ、第二種踏切ニアリテハ其ノ二分ノ一

ハ、第三種踏切ニアリテハ其ノ三分ノ一

ニ、第四種踏切ニアリテハ其ノ四分ノ一

前項ノ場合ニ於テ踏切看手其ノ他ノ保安設備ヲ廢止スルニ至ラサルトキハ左ノ率ニ依ル

イ、第一種踏切ニアリテハ其ノ二分ノ一

ロ、第二種踏切ニアリテハ其ノ三分ノ一

ハ、第三種踏切ニアリテハ其ノ四分ノ一

二、道路カ鐵道ヲ占用セル場合ニ於テ道路ノ改修ニ因リ鐵道トノ平面交叉ヲ除却スル場合ニアリテハ道路管理者ニ於テ之ニ要スル工事費ノ全部ヲ負擔スルコト

附記

工事費ハ次ノ各號ニ依リ道路及鐵道ノ現況ヲ標準トシテ算出スルモノトス

一、立體交叉ノ場合



工事費ハ橋梁（又ハ隧道）費、取付道路費、附帶工事費、用地費、物件移轉其ノ他補償費及雜費等トス

## 二、道路附替ノ場合

附替ニ要スル工事費（前項ニ準ス）トス

但シ右工事費ニシテ立體交叉トスル場合ノ工事費ヲ超過スルトキハ後者ヲ以テ其ノ工事費ト看做ス

三、取付道路費ハ國道ニアリテハ其ノ前後各二〇〇米以内府縣道ニアリテハ一五〇米以内ノ區間ニ於ケル工事費トス

## 參考

踏切種類ノ説明ハ左記ノ如シ

第一種踏切トハ 終日看手ノ勤務ヲ要スルモノ

第二種踏切トハ 列車通過回數ノ頻繁ナル時間ニ限

リ看手ヲ要スルモノ

第三種踏切トハ 赤色閃光式踏切警報機ヲ設置シ無

看手ノモノ

第四種踏切トハ 前記以外ノモノ

## ◎土木出張所事務官會議開かる

四月七日午前九時より内務省土木局會議室に於て土木出張所長會議に出席の爲上京せる各事務官を會同せしめ中野河川、石井港灣、阿部道路各課長並各事務官出席左記議題につき夫々隔意なき意見を聽取し協議を重ねた。

### 土木出張所事務官會議議題

一、人夫賃支拂ノ爲ニスル立替拂制度運用ノ實情並之ニ對スル意見

二、土地買収ニ因リ小作人ノ蒙ル損失補償ノ取扱方如

何

三、旅費月額支給規程第四條第三項適用ニ關スル件

四、共濟組合國庫給與金ニ關スル件

五、事務各般ニ互リ改善ヲ要スト認ムル事項如何